

# 日本アイスランド協会 会則

## 第1章 名称と所在地

### 第1条 (名称)

この協会は「日本アイスランド協会」(英文表記 JAPAN-ICELAND SOCIETY)と称します。

1991年10月14日に設立。

### 第2条 (所在地)

協会の事務局は

〒104-0031 東京都中央区京橋2-13-10 京橋MIDビル5階  
株式会社バルーナ 東京本部内 に置きます。

## 第2章 目的

### 第3条 (目的)

協会は、日本、アイスランド共和国両国民の友好親善を深め、文化、スポーツ、経済関係などの発展に寄与することを目的とします。

## 第3章 会員・会費

### 第4条 (会員)

協会は、名誉会員・特別会員・法人会員・個人会員によって構成されます。

### 第5条 (入会)

協会への入会は、所定の用紙に必要事項を記入し、会長あてに申し込み、役員会の承認を得て決定します。

### 第6条 (名誉会員)

名誉会員・特別会員は、役員会が推挙し、総会の決議を経て決定されます。名誉会員・特別会員には議決権は与えられません。

### 第7条 (法人会員)

法人会員は、協会の目的に賛同して加入した企業・団体で、代表者と組織人など個人(3人以内)を登録し、総会・その他の行事に参加できます。

### 第8条 (個人会員)

個人会員は、協会の目的に賛同した個人で、法人会員と同等の資格を有します。

### 第9条 (会費)

年会費で構成され、年会費は法人〈1万円〉、個人〈4千円〉とします。

また、名誉会長〈10万円〉、会長〈10万円〉、副会長〈4万円〉、専務理事〈3万円〉、監事〈2万円〉、理事〈2万円〉とします。年会費は翌年分を毎年3月末までに納入しなければなりません。(名誉会員・特別会員は年会費を免除)会費納入の振込代は法人・個人の負担とします。

## 第4章 役員・顧問

### 第10条 (役員)

協会の役員は、名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、専務理事若干名、常務理事若干名、理事若干名、事務局長1名とし以上の役員で役員会を構成します。

### 第11条 (役員を選出と任期)

協会の役員は総会で選出します。任期は2年とし、再選を妨げません。ただし、年度途中で選出された役員は、前任者の残余期間とします。

### 第12条 (会長と副会長)

会長、副会長は、役員会で選出されます。

2017年度より会長に安野清が就任。

### 第13条 (名誉会長)

会長は名誉会長を推挙し、役員会の承認を経て任命できます。2016年度より名誉会長に脇田巧彦が就任。

### 第14条 (事務局長)

会長は役員会の承認を得て、事務局長を委嘱します。事務局長は、協会の運営、事業の遂行、会計の管理などの実務を担当する事務局を統括します。

2017年度より事務局長に野原治人が就任。

### 第15条 (監事)

会長は、監事を選任し役員会の承認を得て任命します。監事は、協会の財務と理事の職務を監査し総会に報告します。

### 第16条 (顧問)

会長は役員会の承認を得て、顧問、特別顧問を委嘱することが出来ます。顧問、特別顧問は、重要な会務について会長の諮問に応じるものとします。

## 第5章 会議

### 第17条 (定期総会)

定期総会は、毎年1回。2月または3月に開催します。

### 第18条 (臨時総会)

臨時総会は、役員会が必要と認めた場合に開催します。

### 第19条 (役員会)

役員会は、毎年2回以上、会長が招集します。

### 第20条 (事業報告と会務報告)

協会の事業報告と会務報告は、定期総会に提出し、承認を得なければなりません。

### 第21条 (議決)

総会と役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定されます。

## 第 6 章 資産と会計

### 第 22 条 (資産)

協会の試算は、会費、その他の収入から成り立ちます。

### 第 23 条 (会計年度)

協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日とします。

## 第 7 章 改訂

### 第 24 条 (改訂)

この会則の改定、その他の重要事項は、定時総会、臨時総会の議決を経て決定されます。

(2017 年 6 月 23 日改訂)